

令和 3 年第 1 回函館市議会定例会

令和 3 年度

教 育 行 政 執 行 方 針

令和3年度の教育行政執行につきまして、函館市教育委員会の基本方針を申し述べます。

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に伴い、本市においても学校の臨時休業や施設の休館など、児童生徒の学習や、市民の文化芸術・スポーツ活動等に影響が及んだところであります。

教育委員会といたしましては、引き続き、感染予防対策に取り組み、市民の安全で安心な学びの場や活動の機会を確保しながら、各種教育行政を推進してまいります。

さて、人口減少や少子・高齢化に加え、人工知能やビッグデータ、I o Tなどの先端技術の高度化により、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、生活の中での急速な情報化など、社会が大きく変化しているなかで、市民一人ひとりが主体的に社会に関わり、多様な課題を解決しながら、活力ある地域社会を創り出していくことが求められています。

こうしたことから、郷土の歴史や文化を誇りに思い、地域の発展を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要となります。

教育委員会としては、「函館市教育振興基本計画」に掲げる「自立」,
「共生」,「創造」という理念の下,「生涯を通じて学び続け,主体的
に判断して変化する社会を生きる人」,「寛容さと思いやりの心をも
って,多様な人々と絆を結び共に支え合う人」,「世界に目を向け,
新たな価値を創り,まちの魅力を高める人」の育成をめざし,
教育行政を推進してまいります。

以下,教育委員会として令和3年度に重点的に取り組む施策に
ついて申し述べます。

1 変化する社会を生きる力の育成

一点目は,「変化する社会を生きる力の育成」についてです。

子ども一人ひとりが,変化する社会のなかで主体的に生き抜く
ことができるよう,確かな学力,豊かな心,健やかな体を育むこと
が重要です。

このため,各学校において,「主体的・対話的で深い学び」の実現
に向け,授業改善に取り組みます。

小学校においては,算数科および理科の非常勤講師を配置する
とともに,効果的な教材を活用してプログラミング教育に取り組み

ます。

中学校においては、免許外指導の改善を図るための非常勤講師を配置します。

外国語教育につきましては、外国語指導助手や外国語活動サポーターの一層の活用や、教員研修の実施により、その充実を図ります。

I C Tを活用した学びにつきましては、小・中学校において、教員や児童生徒の端末操作への支援などを行うG I G Aスクールサポーターを配置し、一人に一台整備した端末の活用を推進します。

学校図書館につきましては、図書管理システムを整備するとともに、学校司書の配置を拡充し、読書環境の整備や読書活動の充実を図ります。

特別支援教育につきましては、子どもや保護者の多様化するニーズに対応するため、専門機関や市の関係部局との連携を図りながら、巡回指導員や支援員、サポートチームを活用し、学校全体で支援する体制の充実に努めます。また、通常の学級に在籍する心身に軽度の障がいのある中学生を対象とした通級指導教室の充実を図り、生徒一人ひとりに対応した支援を行います。

いじめの問題につきましては、「函館市いじめ防止対策審議会」における審議を踏まえながら、学校、家庭、地域、関係機関などと緊

密に連携し、未然防止や早期発見、早期対応の取り組みを進めます。

また、LINEによる相談の試行を継続するとともに、教員研修やこころの相談員など専門職員の資質・能力の向上に取り組み、複雑化・多様化する問題への対応を図ります。

不登校対応につきましては、不登校児童生徒が、学校内外においてICTを活用して計画的に学習活動を行えるよう支援に取り組むとともに、適応指導教室および相談指導学級における支援や、フリースクールなどの民間施設等との連携を推進するほか、学校と関係機関との連携や、保護者への支援・相談を行うスクールソーシャルワーカーの活用により、児童生徒が抱える諸問題を解決するための取り組みを組織的に進めます。

さらに、日本語指導を必要とする児童生徒に対して、個別の学習支援や日本語指導を行う支援者を派遣します。

このほか、いじめや不登校、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者等に対する総合的な相談体制の整備に向けた調査・研究に取り組めます。

学校給食につきましては、「函館市学校給食基本方針」に基づき、より安全で安心な給食を提供するため衛生管理を徹底するとともに、郷土の食材や食文化への関心を高めるため函館産や近郊産の農水産

物の使用拡大に努めるほか、学校給食設備の更新を進めます。

がん教育につきましては、「函館市がん対策推進条例」の制定を受け、各学校において、児童生徒ががんに関する正しい知識を習得し、がん患者への理解や生命の大切さに対する認識を深める教育活動を推進します。

学校における防災・安全につきましては、「学校の新しい生活様式」等を踏まえ作成した新型コロナウイルス感染症対応マニュアルにより、感染症の拡大防止に向けた対策を講じるとともに、地域や学校の実態に応じた危機管理マニュアルに基づき、地震や津波等が発生した場合に適切な対応を行うことができるよう備えます。

また、通学路の安全確保に努めるなど、地域や家庭と連携した効果的な取り組みを推進します。

就学援助につきましては、生活保護基準の引き下げの影響を受けないように支援していくほか、就学援助・学齢簿システムの運用により認定作業などの事務の効率化を図ります。

2 地域とともにある学校づくりの推進

二点目は、「地域とともにある学校づくりの推進」についてです。

家庭や地域と一体となって子どもを育むとともに、教職員一人

ひとりが個性・能力を十分に発揮できる学校づくりを推進することが重要です。

このため、すべての市立学校に導入したコミュニティ・スクールを通じて、保護者や地域と連携しながら、創意ある取り組みを推進します。さらに、地域と学校をつなぐパイプ役としての地域コーディネーターの活動を支援し、地域学校協働活動の充実を図ります。

学校における働き方改革につきましては、すべての市立学校において校務支援システムを活用した校務の情報化を推進するほか、管理職のマネジメント力の強化、学校運営体制の充実などにより、組織としての業務改善を推進します。

教職員の資質・能力の向上につきましては、南北海道教育センターの研修内容を充実するとともに、指導主事等が学校からの要望に応じて行う訪問研修を推進します。

学校再編につきましては、本年4月に、本市初の義務教育学校である「戸井学園」を開校するほか、統合方針が決定された各学校において、その準備を進めます。

学校施設につきましては、令和5年度の尾札部中学校・臼尻中学校の統合に向けた校舎等の新築工事に着手するほか、施設の改修や

修繕等による学校環境の充実に努めます。

市立函館高等学校につきましては、進学重視型の普通科単位制高校として、創意ある教育課程を編成し、「地域に学び、地域で学ぶ」函館学を推進するなど、魅力ある高校づくりを進めます。

3 函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成

三点目は、「函館への愛着や誇りと未来へ飛躍する力の育成」についてです。

子ども一人ひとりが、函館の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、未来に向かって新たな価値を生み出す資質・能力を育むことが重要です。

このため、社会科副読本のデジタル化に向けた調査・研究を進めるほか、市立小学校の児童が、垣ノ島遺跡や大船遺跡、縄文文化交流センターを見学するなどの郷土学習を実施し、函館の歴史や文化、自然など、函館の良さを感じることでできる教育活動を推進します。

さらに、豊かな国際感覚やコミュニケーション能力を育むため、外国語指導助手を活用した教育活動の充実を図るほか、市立函館高等学校の生徒を対象とした海外留学事業を実施します。

このほか、望ましい職業観・勤労観などを身に付けることをめざすキャリア教育の充実を図ります。

4 生きがいを創り出す生涯学習の推進

四点目は、「生きがいを創り出す生涯学習の推進」についてです。

市民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送ることができる生涯学習の推進が重要です。

このため、行政や民間団体、高等教育機関等で実施している様々な講座などの情報を提供する学習情報誌「まなびっと広場」を発行するほか、亀田交流プラザなどの施設において、市民の生涯にわたる学習活動の場を提供します。

また、高齢者が楽しみながら知識や教養を身に付け、仲間づくりを通して、生きがいのある生活を実現できる学習の場を提供します。

さらに、学校開放につきましては、文化活動、社会教育活動およびスポーツ活動を行うグループ・サークルの学習や活動の場として、特別教室などを開放するほか、子どもや地域住民の読書活動の場として、学校図書館の地域開放の推進に努めます。

5 心の豊かさを育む文化芸術の振興

五点目は、「心の豊かさを育む文化芸術の振興」についてです。

文化芸術や文化遺産に触れる機会を充実させ、市民一人ひとりが創造性を高め、感性を豊かにすることができる文化芸術の振興が重要です。

このため、青少年の優れた作品などの発表の機会である「函館市青少年芸術教育奨励事業」や、小・中学校に芸術家を派遣する「文化芸術アウトリーチ事業」を実施します。

また、「はこだてカルチャーナイト」や「はこだて国際民俗芸術祭」などの市民の自主的な文化活動を支援するほか、関係団体との連携を深め、「市民文化祭」の充実を図ります。

このほか、函館市民会館や芸術ホールなどの施設において、市民の文化芸術活動の促進を図ります。

文化財の保存・活用につきましては、本年4月には、保存修理工事を終えた旧函館区公会堂をリニューアルオープンするほか、引き続き、五稜郭跡の堀の石垣改修に取り組むとともに、函館ハリストス正教会復活聖堂および遺愛学院本館の保存修理費用を助成します。

また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産への登録が期待される中、構成資産である垣ノ島遺跡の整備が完了し、

本年6月に一般公開を迎えることから、来訪者の増加に対応するため、臨時駐車場の確保やシャトルバスの運行など、受入体制の充実に努めます。

さらに、博物館において企画展を開催するほか、社会教育施設においても、縄文遺跡群の価値や魅力を積極的に発信するなど、市民の関心を高める取り組みを進めます。

6 健やかな心身を育むスポーツの振興

六点目は、「健やかな心身を育むスポーツの振興」についてです。

市民一人ひとりが健康づくりとスポーツを通じて、体と心を鍛えることができるスポーツの振興を図ることが重要です。

このため、各種スポーツ教室やイベントの開催などにより、健康づくりとスポーツへの関心を高めるとともに、子どもがスポーツに参加する機会を充実させ、市民だれもがそれぞれの体力や年齢等に応じて参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

また、函館市スポーツ協会や各種スポーツ団体等と連携し、競技大会の開催や、スポーツ合宿および大会の誘致に取り組み、競技人口の拡大や競技力の向上に努めるほか、フットサルや

バスケットボールなどのプロスポーツイベントの開催など、市民のスポーツへの関心を高めます。

さらに、12月に市民スケート場をオープンするほか、引き続き、千代台公園のテニスコートの増設に向けた整備を進めます。

以上、令和3年度の教育行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

教育委員会といたしましては、市民一人ひとりが生き生きと学び続けることのできる環境の整備に努めるとともに、郷土の歴史と文化に誇りをもちながら、ふるさと函館を支える人材の育成をめざし、市民と連携・協働する教育行政の積極的な推進に努めてまいります。

ご理解とご協力をお願いいたします。